

改正案	現行
<p>第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第七号の二に掲げるものを除く。）</p> <p>三の二 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）に規定する特定社債券</p> <p>四、五の二（略）</p> <p>五の三 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）又は新優先出資引受権を表示する証券</p> <p>六（略）</p> <p>七 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券</p> <p>七の二 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券</p> <p>七の三（略）</p> <p>七の四 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益</p>	<p>第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 特別の法律により法人の発行する債券（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>三の二 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）に規定する特定社債券</p> <p>四、五の二（略）</p> <p>五の三 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券</p> <p>六（略）</p> <p>七 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券</p> <p>七の二 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する投資証券又は外国投資証券</p> <p>七の三（略）</p> <p>（新設）</p>

証券

八 (略)

九 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で第一号から第六号まで又は前二号の証券又は証書の性質を有する者もの

十・十一 (略)

⑳ (略)

第二十四条 (略)

㉑ (略)

第一項から第三項までの規定は、特定有価証券が第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券のいずれかに該当する場合について準用する。この場合において、同項本文中「有価証券の発行者である会社」とあるのは、「有価証券の発行者である会社（総理府令で定める有価証券については、総理府令で定める者を除く。）」と、「事業年度」とあるのは、「当該特定有価証券につき、総理府令で定める期間（以下この条において、「特定期間」という。）（こと）」と、「当該事業年度」とあるのは、「当該特定期間」と、同項ただし書中「当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本の額が当該事業年度の末日において五億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該有価証券が第三号又は第四号」とあるのは、「当該有価証券が第三号」と、第二項中「有価証券の」とあるのは、「特定有価証券の」と、

八 (略)

九 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で第一号から第六号まで又は前二号の証券又は証書の性質を有する者もの

十・十一 (略)

⑳ (略)

第二十四条 (略)

㉑ (略)

第一項から第三項までの規定は、特定有価証券が第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券のいずれかに該当する場合について準用する。この場合において、同項本文中「事業年度」とあるのは、「当該特定有価証券につき、総理府令で定める期間（以下この条において、「特定期間」という。）（こと）」と、「当該事業年度」とあるのは、「当該特定期間」と、同項ただし書中「当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本の額が当該事業年度の末日において五億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該有価証券が第三号又は第四号」とあるのは、「当該有価証券が第三号」と、第二項中「有価証券の」とあるのは、「特定有価証券の」と、第三項中「第一項本文」とあるのは、「第五項において準用する第一項本文」と、「有価証券が」とあるのは、「特定有価証券が」と、「その該当することとな

第三項中「第一項本文」とあるのは、「第五項において準用する第一項本文」と、「発行者」とあるのは「発行者（総理府令で定める有価証券については、総理府令で定める者を除く。）」と、「有価証券が」とあるのは「特定有価証券が」と、「その該当することとなつた日」とあるのは「当該特定有価証券につき、その該当することとなつた日」と、「事業年度」とあるのは「特定期間」と読み替えるものとする。

第二十八条の四 金融再生委員会は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～六（略）

七 この法律、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む

つた日」とあるのは「当該特定有価証券につき、その該当することとなつた日」と、「事業年度」とあるのは「特定期間」と読み替えるものとする。

第二十八条の四 金融再生委員会は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～六（略）

七 この法律、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令によ

む。( )に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社

八〇十 (略)

第三十四条 証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一〇五 (略)

六 投資信託及び投資法人に関する法律第十八項に規定する投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七 投資信託及び投資法人に関する法律第十九項に規定する投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

八〇十 (略)

証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 (略)

二 投資信託及び投資法人に関する法律第十六条に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業  
二の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条に規定する資産保管会社の業務

る刑を含む。( )に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社

八〇十 (略)

第三十四条 証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一〇五 (略)

六 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十項に規定する証券投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十一項に規定する証券投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理

八〇十 (略)

証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 (略)

二 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九条に規定する証券投資信託委託業  
(新設)

三丁十（略）

）（略）

第四十四条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、第三十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の承認を受けた業務（第四号において「その他業務」という。）を営む場合には、次に掲げる行為をしてはならない。

一（略）

二 第三十四条第二項第二号の投資信託委託業に基づく投資信託財産（投資信託及び投資法人に関する法律第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。）の運用の指図に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報又は第三十四条第二項第二号の投資法人資産運用業に基づく投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第十九項に規定する投資法人をいう。）の資産の運用に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い、又は有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為

三・四（略）

第六十五条（略）

前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

三丁十（略）

）（略）

第四十四条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、第三十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の承認を受けた業務（第四号において「その他業務」という。）を営む場合には、次に掲げる行為をしてはならない。

一（略）

二 第三十四条第二項第二号の証券投資信託委託業に基づく信託財産の運用の指図に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い、又は有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為

三・四（略）

第六十五条（略）

前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一・二（略）

三 第二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第五号の三、第七号の四及び第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。） 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四、七（略）

一・二（略）

三 第二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。） 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四、七（略）